



# 埼玉県報

第 2 4 6 9 号  
平成 2 5 年 2 月 2 2 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [営業所の所在地が確知できない建設業者の公告\(建設管理課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [朝霞都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [朝霞都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [県道赤浜小川線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第二百一十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年二月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人美男美女の会
- 三 代表者の氏名  
高須賀 重行
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県上尾市大字領家千百三十六番地七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、事業者や個人に対して異業種交流や経営セミナーの機会を提供し、意見交換や情報交換を行うことで事業者同士や事業者と個人のネットワークを広げ、経済活動の活性化をはかる。また、上記の事業に加え、個人の自己啓発を促すためのセミナーなどを企画し、幅広い世代の様々な立場の人々が社会と前向きに関わりながら心豊かに過ごせるまちづくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第二百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年二月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人越谷SOHOまちづくり協議会

三 代表者の氏名

山 田 和 明

四 主たる事務所の所在地

（変更前）埼玉県さいたま市岩槻区西町三丁目五番六 一号

（変更後）埼玉県春日部市豊町二丁目七番四十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、越谷市を中心とした近隣の市町村において、環境の保全・環境負荷の軽減活動を通して地域経済を活性化し、SOHO事業者及び起業者の育成・活動の支援、雇用創出・雇用機会拡大を図り福祉の増進と安全で安心して暮らせる豊かなまちづくりを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第百二十三号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成二十五年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
アーキテクト株式会社	立川 幸弘	埼玉県さいたま市中央区本町東二丁目五番一九号
株式会社睦工業	長谷川 輝仁	埼玉県さいたま市浦和区北浦和三丁目七番一三号
株式会社浦和レッキ ング	鎌田 利光	埼玉県さいたま市南区大字広ヶ谷戸一〇番地一〇
有限会社ワイズ建工	谷ヶ崎 純一	埼玉県飯能市大字川崎二三四番地一
有限会社大山土木	武居 芳孝	埼玉県草加市苗塚町三九三番地二
有限会社川本工業	川本 弘道	埼玉県蕨市塚越五丁目一五番一号わらび市民公園ハイツ一〇二号
株式会社サクセス ホーム	高石 常雄	埼玉県朝霞市岡一丁目一九番二〇号
有限会社黒川建設	黒川 一夫	埼玉県朝霞市根岸台七丁目二三番四八号
木村速建株式会社	木村 利正	埼玉県三郷市栄四丁目三五〇番地

# 告 示

## 埼玉県告示第二百四号

平成二十五年埼玉県告示第九十六号で公示した公共測量（航空写真撮影）は、平成二十五年一月七日終了した旨測量計画機関の長である深谷市長小島進から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第二百五号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市基準点復旧測量）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十五年一月十日から平成二十五年三月二十五日まで

# 告 示

埼玉県告示第二百六号

朝霞市から朝霞都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第二百七号

朝霞市から朝霞都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉田 学

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 赤浜小川線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>寄居町大字富田字中居五六〇番一 地先から同町大字牟礼字新井一七 八番一地先まで</p>	<p>寄居町大字富田字中居五五七番一 地先から同町大字牟礼字新井一七八番 一地先まで</p>		区 間
<p>一三・〇〇 二五・一八</p>	<p>一〇・六五 四二・三〇</p>		敷地の幅員 (メートル)
<p>一四八七・二八</p>	<p>一三三四・〇〇</p>		延 長 (メートル)
<p>道路改築工事 旧道は寄居町へ引き継ぐ 予定</p>			備 考